

WTOドーハ・ラウンド交渉

～これまでの交渉過程と最近の動き～

2011年3月
外務省経済局

目次

1. 交渉全般	...	3
2. 農業交渉	...	11
3. NAMA交渉	...	20
4. サービス交渉	...	27
5. ルール交渉	...	32
6. 貿易円滑化交渉	...	38
7. 貿易と環境交渉	...	42
8. TRIPs交渉	...	44

1. 交渉全般

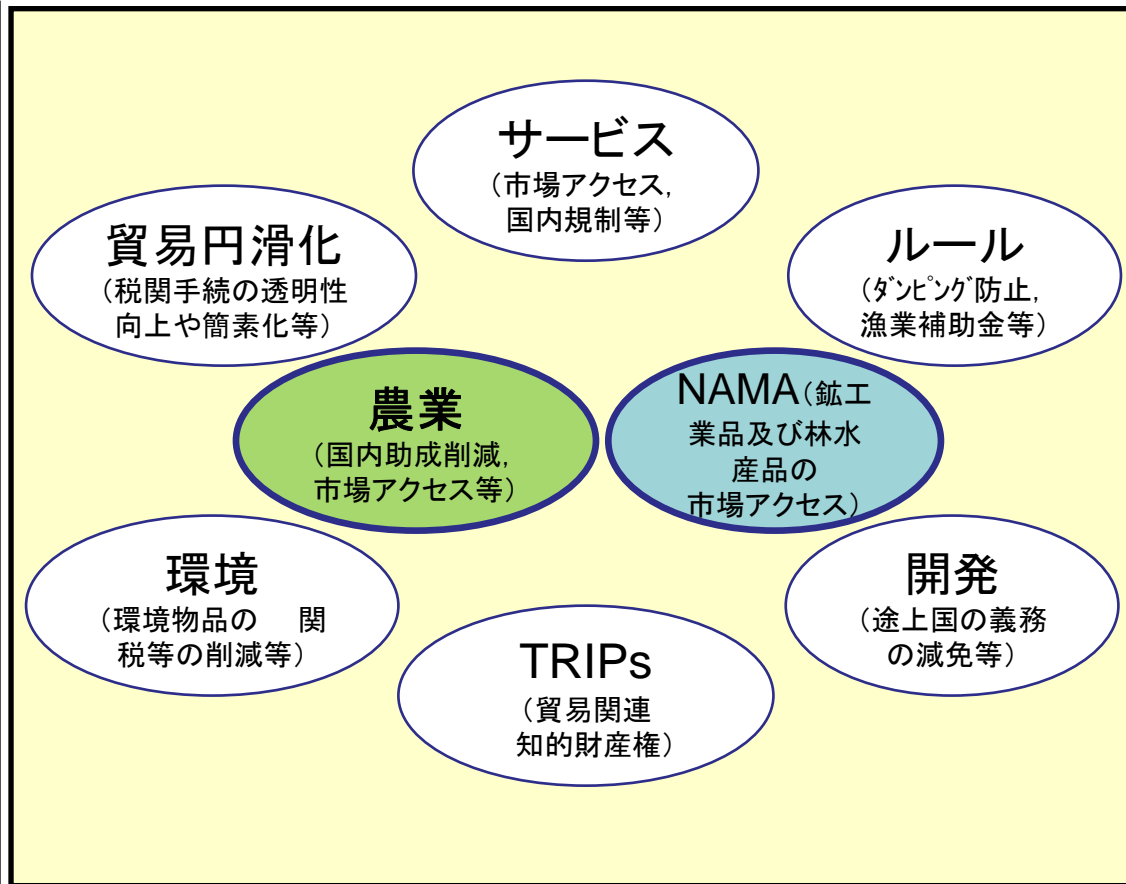
1. 最近のWTOドーハ・ラウンド交渉（経緯と交渉分野）

WTOドーハ・ラウンド交渉は、GATT下でのウルグアイ・ラウンド交渉（1986～1994年）妥結後、2001年に複数の交渉分野での一括受諾を目指す「ドーハ開発アジェンダ（Doha Development Agenda）」として開始。多数の交渉分野を抱え、加盟国の増大（153ヶ国・地域）により交渉が難航し、長期化している。

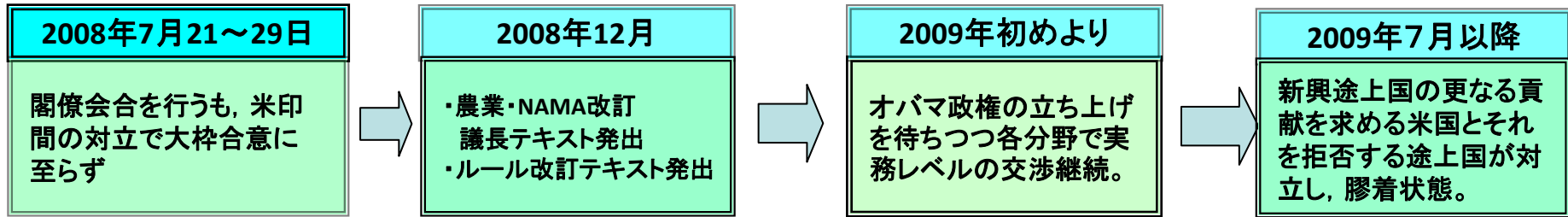
【これまでの流れ】

2001年	11月	ドーハ閣僚会議（交渉開始に合意）
2003年	9月	カンクン閣僚会議
2004年	7月	一般理事会での「枠組み合意」
2005年	12月	香港閣僚会議（2006年中の最終合意を目指す旨合意）
2006年	7月	交渉中断
2007年	1月	本格的に交渉が再開
2008年	7月	閣僚会合が開催されたが、大枠合意に至らず
	12月	閣僚会合の開催を見送り
2009年	9-12月	高級実務レベル会合（毎月実施）
	11-12月	閣僚会議（於：ジュネーブ）
2010年	3月	ストックテキング会合（次官級）
	5月	豪主催非公式閣僚会合（於：パリ）
	6月	APEC貿易担当大臣会合（於：札幌）
	11月	APEC閣僚会議（於：横浜）
2011年	1月	EU主催G7非公式閣僚会合及びイス主催非公式閣僚会合（於：ダボス）

【8つの交渉分野】



2. 最近のWTOドーハ・ラウンド交渉 (DDA)



[2009年]

- 11月30日～12月1日のWTO閣僚会議(於ジュネーブ) (2年毎の定例会議。ただし前回は2005年の香港閣僚会議。)

[2010年]

- 1月30日にスイス主催でWTO閣僚会合開催(於ダボス)。
- 3月22日の週には、交渉状況の進捗評価のため高級事務レベルで現状評価会合(ストック・テーキング)を開催。
 - ・以下の3点を全加盟国が確認。
 - (1) 交渉妥結に向けた作業を継続すること。
 - (2) ジュネーブでの技術的な交渉の積上げをおこなうこと。
 - (3) バイやマルチ等様々な形式での交渉をおこなうこと。
- 4月19日及び20日にケアンズ・グループ閣僚会合開催(於プンタ・デル・エステ)。5月27日にはOECD閣僚理事会のフリンジで豪主催非公式閣僚会合(於パリ)が開催され、武正副大臣(当時)が出席。
- 6月25日及び26日のG8ムスコカ・サミット、6月26日及び27日のG20トロント・サミットにおいても、WTOドーハ・ラウンド交渉を可能な限り早期に妥結させることを確認。
- 6月のAPEC貿易担当大臣(MRT)会合(於札幌)、11月のAPEC閣僚会議(於横浜)の際、我が国主催で非公式少数国閣僚朝食会を開催。MRT及びAPEC閣僚会議では、共同声明とは別途、DDA及び保護主義抑止に関する「独立の声明」を発出(別添参照)。
- 11月のAPEC閣僚・首脳会議及びG20ソウル・サミットでは、2011年が重要な「機会の窓」であることが確認された。

[2011年]

- 1月28日及び29日に、EU主催G7非公式閣僚会合(夕食会)及びスイス主催非公式閣僚会合がそれぞれ開催された。スイス主催会合では、2011年のAPEC閣僚・首脳会議及びG20ソウル・サミットを受けて、本年に入ってから集中的な交渉が行われており、これを加速する必要があること、二国間や少数国間の協議も含め、交渉グループでの議論を進めて4月のイースターまでの議長テキスト提示、7月の実質合意をめざすべきこと等が確認された。

(参考)WTOドーハ・ラウンド交渉に関する首脳・閣僚レベルでのコミットメント等

●APEC閣僚会議(横浜)2010年11月10日, 11日

2. 我々は、DDA交渉を、モダリティに関するものを含むこれまでの進展の上に、ドーハのマandatと整合的に、可能な限り早期に、バランスのとれた野心的な妥結を達成するとの決意を再確認した。我々は、ジュネーブにおける各交渉グループによる進展を承認するとともに、すべての適切な場及び形態においてジュネーブ駐在の代表及び高級実務者に、必要な柔軟性をもって、積極的かつ実質的な交渉に更に関与するよう指示し権限を与えるために措置を講じることに合意した。2011年が極めて重要な「機会の窓」であることを念頭に、ラウンドの成功裏の妥結となる最終局面に向けて進む包括的な交渉を切迫感を持って行うことを決意している。APECエコノミーは、DDAの成功に向けて貢献していく。我々はそれぞれの体制において強力な合意への国内の支持を獲得するとのコミットメントを確認した。

●G20ソウル・サミット首脳宣言(仮訳)2010年11月11日, 12日

9. 今日、ソウル・サミットは以下を発表する。(略)ドーハ開発ラウンドを、そのマandatと整合的に、かつ達成された進展に基づいて、成功裏に、野心的、包括的かつバランスのとれた妥結に迅速に導くための横断的な交渉に関与するよう、我々の交渉担当者に指示するという、我々の強いコミットメント。我々は、2011年が、極めて重要な機会の窓であるが、これは狭いものであること、また我々の代表間の関与は強化され拡大されなければならないことを認識する。我々は今、最終局面の交渉を完了させる必要がある。

●APEC首脳会議(横浜)2010年11月13日, 14日

我々はまた、ドーハ開発アジェンダを迅速かつ成功裏の妥結に導くという強いコミットメントを再確認する。2011年が極めて重要な「機会の窓」であることを念頭に、我々は、閣僚に対して、ドーハのマandatに整合的なモダリティに関するものを含むこれまでの進展の上に、最終局面における包括的な交渉を切迫感をもって行うための権限を我々の代表に与えることを指示する。我々は、それぞれの制度において、強固な合意に対する国内の支持を獲得するという我々のコミットメントを確認する。

WTOドーハ・ラウンド交渉における今後の取組

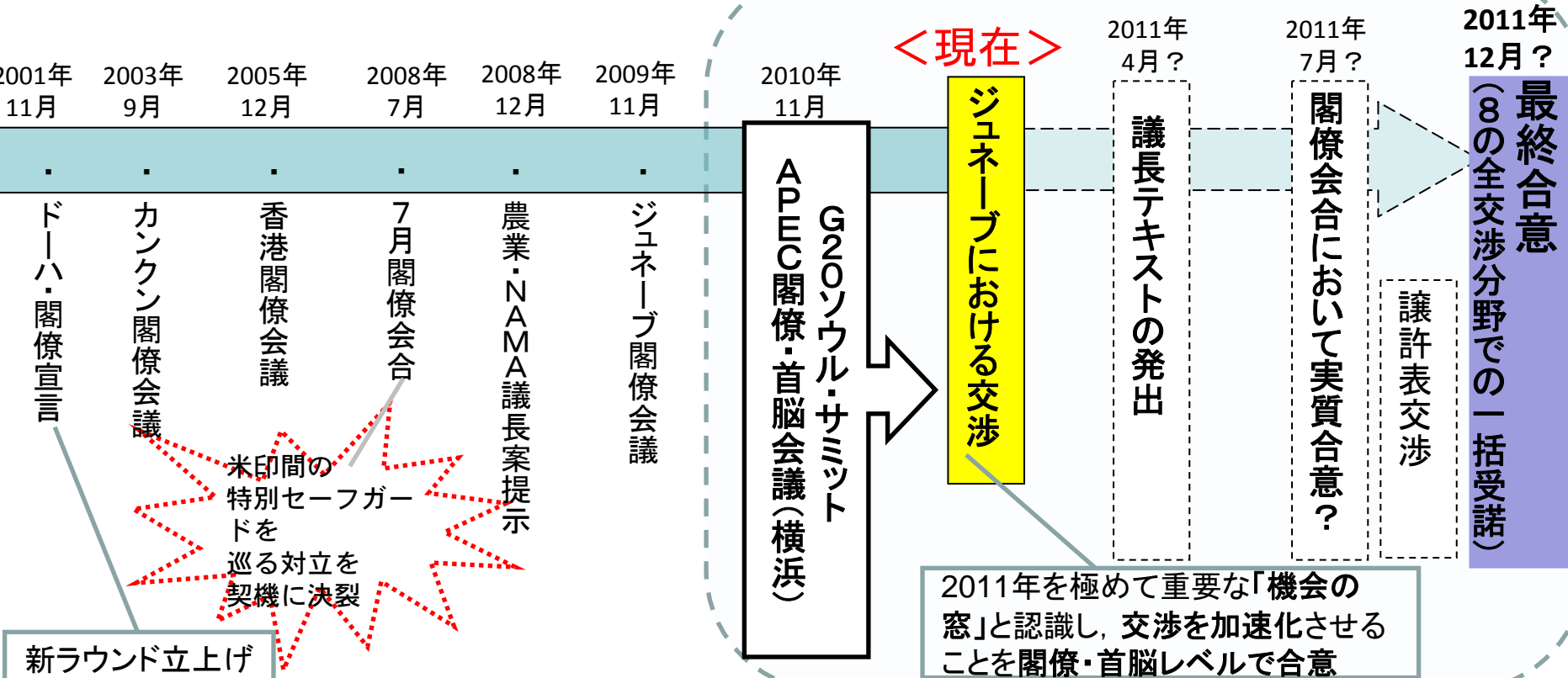
<交渉経緯>

ドーハ・ラウンド(2001年11月～)

- ・ 2011年は交渉開始から10年目
- ・ 8つの交渉分野を抱え、加盟国の増大(153ヶ国・地域)により交渉が難航し、長期化。

<我が国の今後の取組>

交渉への対応が、「国を開き」、「未来を拓く」プロセスの一つを形成するとの認識の下、我が国の貿易利益拡大、多角的貿易体制の強化及び保護主義抑止のため、野心的でバランスのとれた形で早期に妥結させるべく交渉に取り組む。



3. ドーハ・ラウンド交渉の主たる相関図 (農業・NAMAとサービス)

サービス

攻め: 先進国(一層の自由化)

守り: 途上国

★市場アクセス: 2008年7月の閣僚会合における成果の確保と更なる自由化

★国内規制

★LDC向けの特恵措置

★は主要な争点

農業: 市場アクセス (関税削減等)

守り: EU, 日本, 印(現実的な削減と十分な「柔軟性」)

攻め: 米, ブラジル, 豪(高い野心と, より少ない「柔軟性」)

★重要品目の数, 関税割当の新設

★途上国向け特別セーフガードの仕組み

★特別品目の自己指定

※まずは農業・NAMAでバランスのとれた合意を得た上で, 他の分野も含めた水平的な議論をすべきとの意見あり。

農業: 国内助成 (補助金削減)

攻め: 米国以外(大幅削減を要求)

守り: 米国(削減には農業・NAMAの市場アクセスでの成果が必要)

★米国の綿花補助金の削減

NAMA: 市場アクセス

(鉱工業品及び林水産品の関税削減・撤廃等)

守り: 途上国(特に伯, 印, 中は十分な「柔軟性」を)

攻め: 先進国(高いレベルの関税削減・撤廃)

★分野別関税撤廃

★非関税障壁の削減, 撤廃

4. ドーハ・ラウンド交渉の現状

- 交渉は10年目。加盟途上国の増加と多岐にわたる交渉分野(8つ)でコンセンサス合意できず長期化。
- 交渉開始時と比べ、中国、インド、ブラジルなど新興途上国の貿易における存在感が飛躍的に増大。
- ラウンド交渉の結果は今後10～15年の貿易枠組みとして続くことになるため、米国は特に新興途上国には更なる自由化を求めており、途上国はこれに反発、交渉は膠着状態。
- ラミー事務局長「交渉は80%出来上がっているが、一国(米国)の反対により妥結できないでいる。」



米国の立場

- これまでの交渉では、農業補助金の削減等、米国の失う物が大きいのに比して、途上国から何が得られるか不明確。国内の理解が得られない(米議会・業界の反発)。
 - 米はこれまでの成果に合意したことなし。
- ↓
- 自由貿易体制で恩恵を受ける新興途上国が応分の貢献をすべき(特に鉱工業品やサービスの自由化)。
 - 二国間の協議を積み重ね、関心品目について交渉することを重視。



新興国の立場

- これまでの交渉の経緯を踏まえ、途上国としての各種の柔軟性(関税削減の例外等)が認められるべき。
 - 米国の要求はこれまでの交渉のバランスを崩すものであり、更に求めるのであれば、米国も譲歩(農業補助金や関税の一層の削減等)が必要。
- ↓
- 二国間ではなく、全加盟国による交渉で議論してきた、各種の公式(関税削減の方式)に従って関税削減すれば足りる。

対立

WTOドーハ・ラウンド交渉における各国事情

【EU】

- ・2011年はフランスがG8・G20の議長国。
- ・農業において現行交渉テキスト以上の譲歩を行うことは困難であるとし、NAMAにおける新興国への要求が農業交渉に影響することを懸念。

【中国】

- ・加盟(2001年12月)の際に大幅な関税削減を受け入れており、世界経済減速の影響もあり更なる譲歩の余地がないとの立場。
- ・開発ラウンドであり、途上国の柔軟性を堅持すべしとの立場。

【カナダ】

- ・農業の競争力の弱い東部州を抱え、重要品目の数の十分な確保を重視。少数与党政権であることが交渉方針に影響。
- ・ルール交渉及びサービス交渉において、我が国、米、EUとともに四極の一員。

【米国】

- ・2011年はAPEC議長国。
- ・2012年は大統領選挙、2013年は現行農業法の期限が到来する。

【インド】

- ・2009年5月の総選挙後、第2次シン政権が誕生し、シャルマ商工相が就任。同年9月に非公式閣僚会合を主催するなど前向きな姿勢に転じている。
- ・大多数を占める零細農家の保護等のため、農業・NAMAで守りの立場。サービス交渉では積極的姿勢(専門家の派遣)。

【豪】

- ・最大の交渉推進派。

【ブラジル】

- ・2011年1月に新政権発足。
- ・ラウンド妥結により農業で大きな輸出利益あり。
- ・鉱工業品分野でのこれ以上の譲歩はできないと米に反発

2. 農業交渉

● WTO 農業交渉

- WTO農業交渉は、現行の農業協定に従い、2000年3月から開始。
- ドーハ・ラウンドについても、①市場アクセス、②国内支持、③輸出競争という3つの分野について農業交渉が行われている。

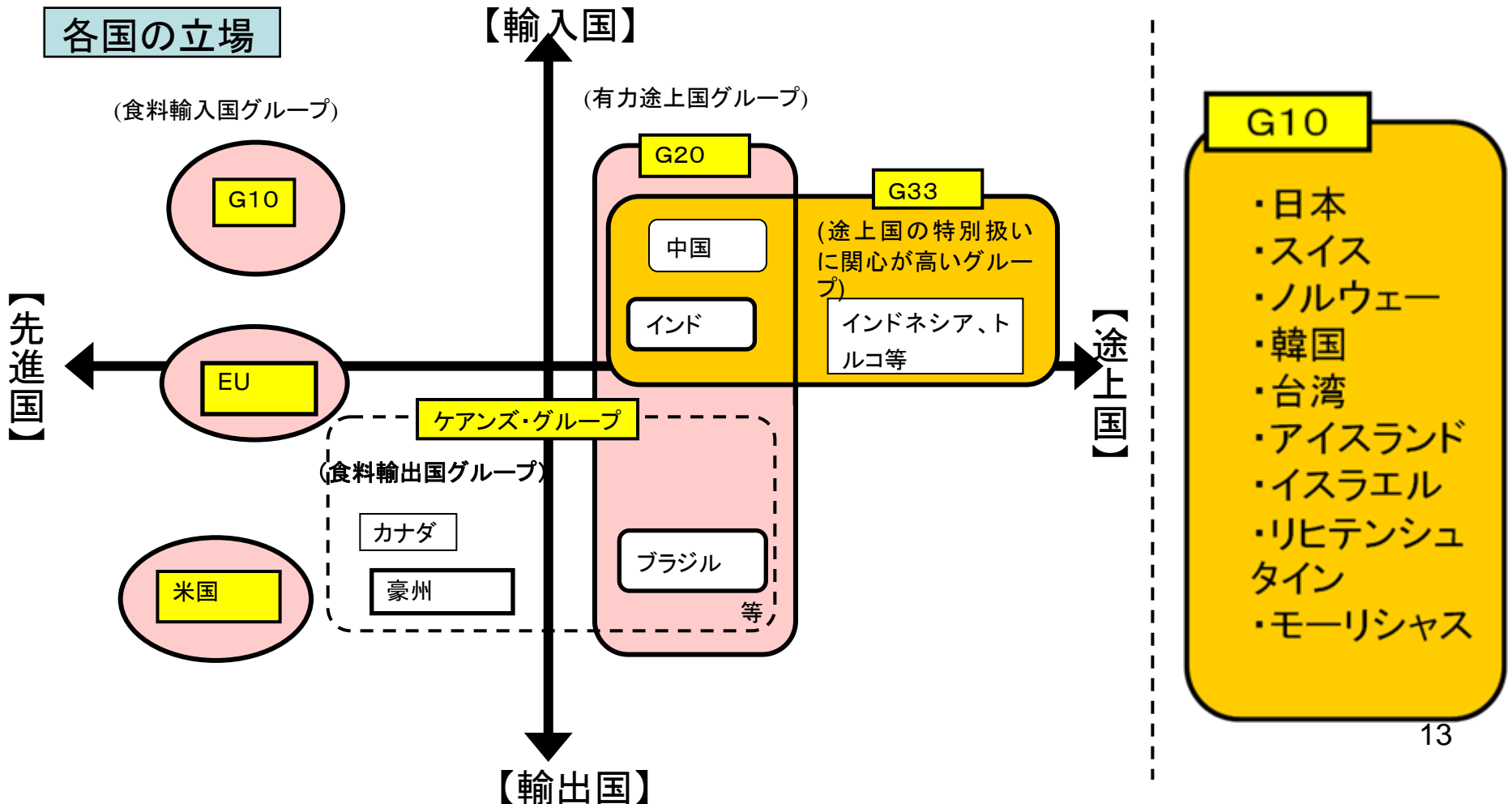
農業交渉の3つの分野

分野	交渉の目的
市場アクセス	関税削減や関税割当(低関税輸入枠)の拡大などにより、農産物等の貿易機会を実質的に改善。
国内支持	価格支持政策や生産刺激的補助金など、貿易に歪曲的な影響を及ぼす国内農業施策を実質的に削減。
輸出競争	輸出補助金など、輸出の競争力に歪曲的な影響を及ぼす補助金の撤廃。

● 農業交渉をめぐる主要国・グループ

- 農業交渉においては、米国・EU等の主要国のほか、食料純輸入国で構成するG10、有力途上国が属するG20、途上国の特別扱い(S&D)に関心の高いG33、食料輸出国で構成するケアンズ・グループ等が存在。
- 我が国は、G10に所属。G10諸国と連携し、食料純輸入国としての立場を主張。

各国の立場

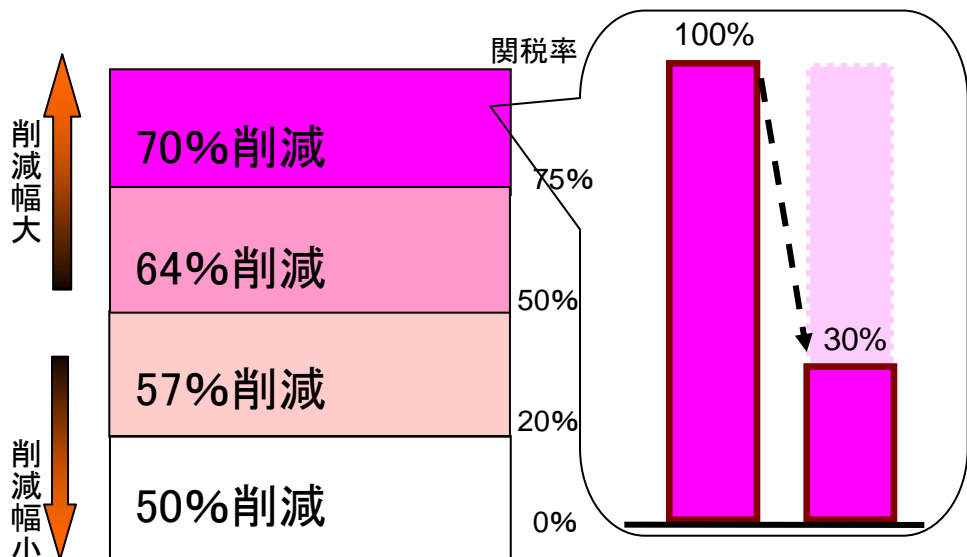


● 市場アクセス

- 関税を削減することにより、現在より貿易機会を拡大することが原則。
- 関税削減の方法は、現在の関税率の高さに応じて階層を設け、高関税の階層の品目ほど大きな削減を行う(階層方式)。これを適用する品目を「一般品目」という。
- ただし、低関税により輸入する数量(関税割当)を増やして現在より貿易機会を拡大することを条件に、「一般品目」より緩やかな関税削減率とすることができる特例措置が認められている。これを適用する品目を「重要品目」という。ただし、この「重要品目」の数は限られる。

関税削減による貿易機会の拡大が原則

一般品目

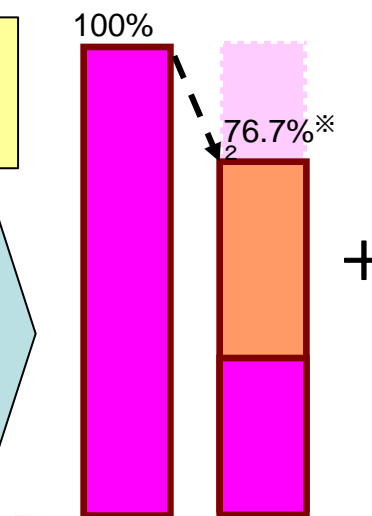


(※1 数字は2008年12月の農業交渉議長改訂モダリティ案)

重要品目

○重要品目の数については現在交渉中

関税削減についての特例



○関税割当の拡大幅については現在交渉中

関税割当(低関税輸入枠)の拡大

※2 2008年12月の農業交渉議長改訂モダリティ案14に基づき、一般品目の削減率の1/3相当の削減率で計算した場合の数値。

● ウルグアイ・ラウンドとドーハ・ラウンドの比較

ウルグアイ・ラウンド		ドーハ・ラウンド
<ul style="list-style-type: none"> ・平均関税削減率36% ・品目ごとに最低削減率15% (高関税でも15%のみの削減を適用可) 	関 税 削 減	<ul style="list-style-type: none"> ・先進国の平均関税削減率54% (前ラウンドの1.5倍) ・<u>高関税ほど高い削減率を義務付け</u> (現在75%より上の関税は、70%の削減)
<ul style="list-style-type: none"> ・輸入制限等を行っていた品目を関税化し、低関税輸入枠(関税割当)を新設 (コメのミニマム・アクセス(現在77万トン)等) ・<u>コメ以外に輸入枠を拡大した品目は小麦 など限定的</u> 	低 関 税 輸 入 枠	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>重要品目に指定して上記の大幅な関税削減をまぬがれる場合には、関税割当の拡大を義務付け</u>

● 我が国の主張（市場アクセス）

○ 我が国は、①重要品目の十分な数と柔軟な取扱いの確保、②上限関税の設定阻止、③関税割当の新設を最重要項目として主張している。

		2008年12月6日発出の ファルコナー農業交渉議長改訂モダリティ案	我が国の主張
重要品目	基本の数	全品目(タリフライン)の4% 条件付き・代償ありで2%追加	<ul style="list-style-type: none"> ・重要品目の十分な数を確保 ・重要品目に指定された場合の関税割当の拡大について取扱いの柔軟性を確保
	取扱い	関税割当拡大幅は原則として国内消費量の3~4%	
	数「+2%」の代償	関税割当拡大幅3~4%に加え、該当ラインの関税割当拡大幅を0.5%追加	
	削減後100%超となる場合の代償	該当ラインの関税割当拡大幅を0.5%追加	
上限関税		設定しない (重要品目に100%超の品目が残る場合には、該当ラインの関税割当拡大幅を0.5%拡大)	<ul style="list-style-type: none"> ・上限関税の設定阻止
一般品目に100%超の品目が残る場合の代償		<ul style="list-style-type: none"> ①重要品目全体の関税割当拡大幅を0.5%追加 又は ②該当ラインの関税削減を2年間短縮して実施 又は ③該当ラインの関税削減を10%ポイント追加 	
関税割当の新設		可能/不可能を両論併記	<ul style="list-style-type: none"> ・現在関税割当が設定されていない品目も、重要品目に指定できるよう、関税割当を新設

● 国内支持分野における議論（議長案の内容：主に先進国の場合）

注）国内支持：農業生産者のために行われる助成のこと。特定の農産品に対して行われる補助金と農業生産者一般のために行われる補助金（研究開発、基盤整備等）のほか、価格支持（価格保証）を含む

貿易歪曲的国内支持全体

URでの扱い

特段の規律はない

ドーハでの扱い

個々の区分の削減とは別に全体額を削減
(米国は70%、日本は75%削減)

黄の政策 (AMS)

性格

最も貿易歪曲的な国内支持
(デミニミス、青、緑以外)

URでの扱い

- ・市場価格支持
- ・不足払い等

各等々の1986-88年の実績を20%削減

ドーハでの扱い

- ・UR以上の大幅削減
(米国は60%、
日本は70%削減)
- ・品目別の上限設定
(原則95-00年の平均)

デミニミス

性格

農業生産額の5%以下の国内助成
(生産全体に大きな影響は与えないと
いう位置付け)

URでの扱い

削減対象外

ドーハでの扱い

少なくとも50%の削減

青の政策

性格

直接支払いのうち、特定の要件を満たすもの
(「黄」と「緑」の中間段階との位置付け)

URでの扱い

生産制限の下での直接支払いは削減対象外

ドーハでの扱い

- ・生産を義務付けない直接支払い(新青の政策)を青の政策として追加
- ・全体の上限を設定
(農業総生産額の2.5%)
- ・品目別の上限を設定

緑の政策

性格

貿易歪曲性がないか最小限
・試験研究
・基盤整備
・生産に関連しない収入支持 等
(農業協定に要件が詳細に
列挙されている)

URでの扱い

削減対象外

ドーハでの扱い

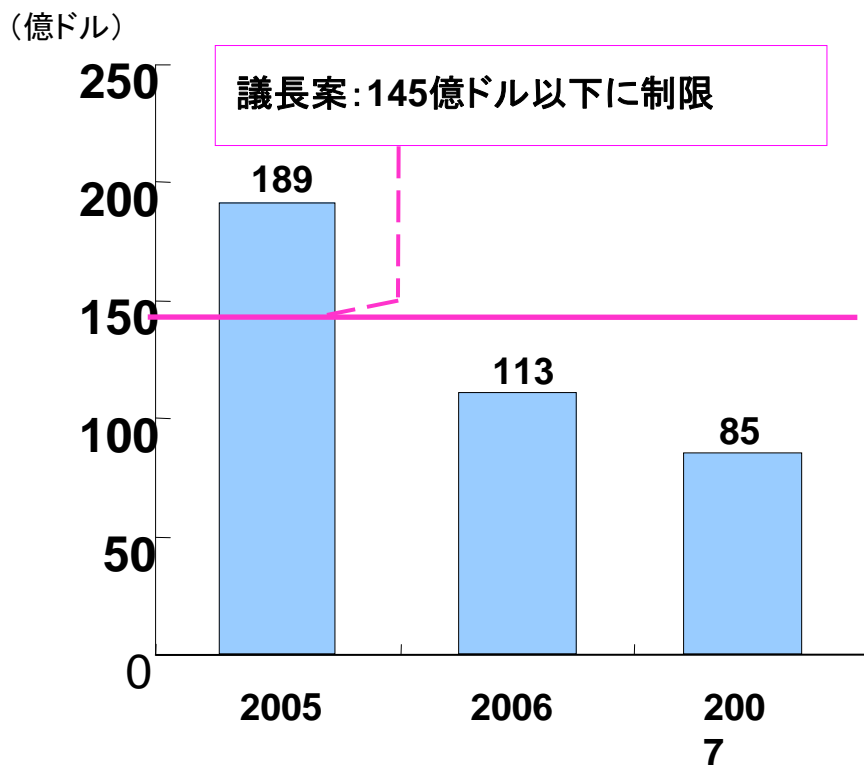
削減対象外

(現行の枠組を基本的に維持)

● 国内支持（特に米国）

- 議長案では貿易に影響を与える補助金（貿易歪曲的国内支持）の総額を145億ドルに抑える提案が出されており、これを米国がのめるとどうか焦点。
- このほか、議長案では米国の綿花補助金を厳しく批判するアフリカ諸国の案がそのまま盛り込まれており、これに米国が対案を出せるかどうかも焦点。

[米国の貿易歪曲的国内支持]



[綿花に関する議長案(=アフリカ諸国の案)の米国へのインパクト]

	米国報告値			議長案
	2005	2006	2007	
AMS	16.2	13.7	2.1	1.4
青の政策 (CCP)	13.7	13.6	13.6	3.4 ~ 3.7

出典: AMSはWTOへの通報値。CCPIは議長テキスト付属書Aの数値。その他は議長案等に基づき我が国が行った試算値。

CCP (価格変動対応型支払い): 作物ごとに目標価格を設定し、差額を補填(2002年農業法に基づき導入)

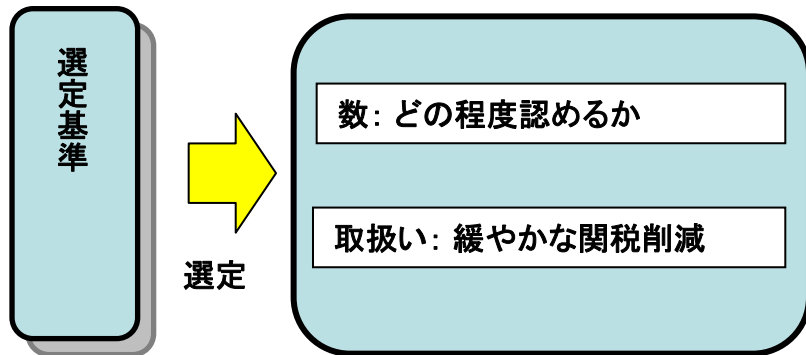
● 途上国の特別扱い（S & D）

- S&D(途上国の特別かつ異なる待遇)とは、関税や国内支持の削減率の緩和や実施期間の延長など途上国に対する優遇措置。
- SP(特別品目)・SSM(途上国向け特別セーフガード措置)をめぐって、米国と中国・インドが対立。

SP(特別品目)

- 「特別品目」については、緩やかな関税削減、さらには全く関税削減しないことも可能。

○ 選定基準(どの品目をSPに選定するか)



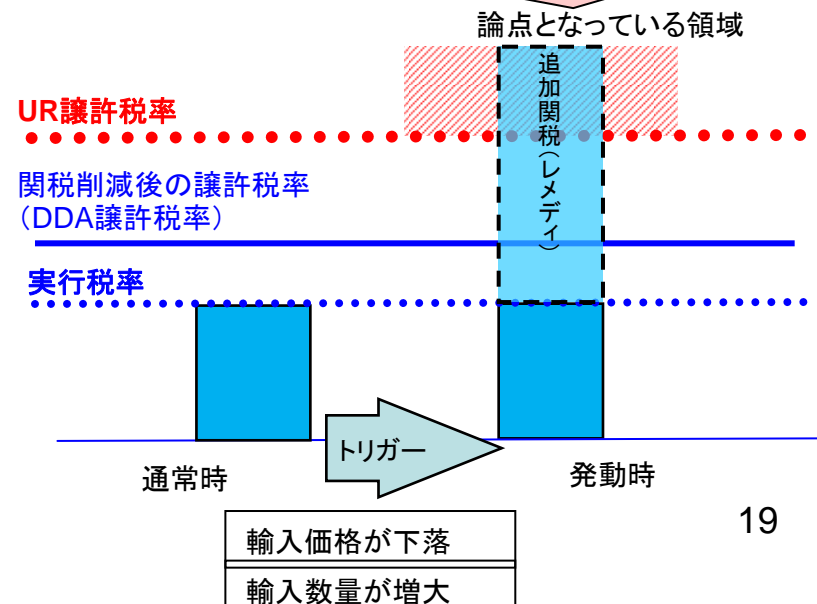
○ 2008年12月の改訂モダリティ案

数	タリフラインの12%
関税削減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平均削減率11% ○ タリフラインの5%については、削減しなくてもよい。

SSM(途上国向け特別セーフガード措置)

- 輸入の増加、又は、価格の低下に伴い、関税を引き上げることができる措置。
- インド、中国、インドネシア等は、発動しやすい仕組みとなるよう主張する一方、米国等の輸出国は通常の貿易成長が阻害されない仕組みに制限すべきと主張。

現在の関税率(URで各国の約束した税率)を上回ることができる条件について、米国とインド・中国の間で対立



3. NAMA交渉

●NAMA(非農産品市場アクセス)交渉の概要

交渉の対象: 全ての非農産品(鉱工業品及び林水産品)

論点

関税削減の中核的要素

非譲許品目の扱い

途上国の扱い
(フォーミュラの緩和)

分野別関税撤廃
又は調和

非関税障壁
(NTB: Non-Tariff Barrier)

途上国への配慮

基本的な構図

先進国

新興市場
に関心

工業品で優位。
全体として低関税。
途上国の関税を
引き下げたい。

途上国

全体として高関税。
政策余地の維持、
自国産業保護及び関税収入
確保の観点から、関税
引き下げには消極的。

途上国も一様でない(それぞれの主張も各論では異なる。)
・新興途上国(印、伯)
・新規加盟国
・小規模経済国
・LDC

交渉経緯

2004年7月一般理事会
「枠組み」合意

2005年12月
香港閣僚宣言

2006年7月交渉中断
2007年1月交渉再開
同年7月NAMA議長テキスト発
2008年2月、5月、7月
改訂議長テキスト発出

2008年7月
閣僚会合
(決裂)

2008年12月
改訂
議長テキスト
発出

モダリティ
確立

● スイスフォーミュラ

< スイス・フォーミュラ >

$$\frac{\text{係数}X \times \text{現行譲許税率}(\%)}{\text{係数}X + \text{現行譲許税率}(\%)} = \text{削減後譲許税率}(\%)$$

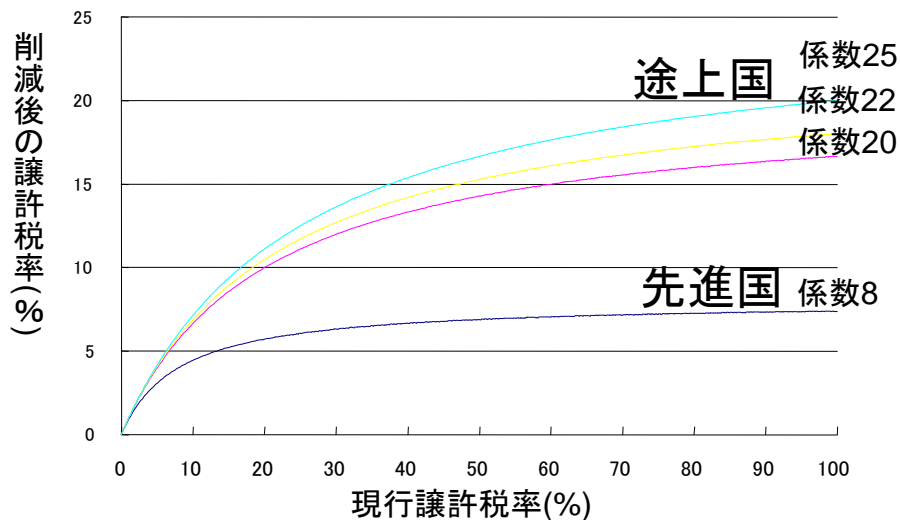
- 【特徴】
- ・高関税ほど引下げ率が大きくなる
 - ・係数Xが実質的な上限関税となる

(なお、先進国向け係数<途上国向け係数とされる)

※2008年12月NAMA交渉議長テキストでは、途上国係数「20」、「22」又は「25」、先進国係数「8」と記載
 ※途上国には、一定の条件でフォーミュラ適用の免除または緩和が認められている。

< スイス・フォーミュラによる削減効果 >

(2008年12月NAMA交渉議長テキストの数字を適用した例)



< スイス・フォーミュラによる削減の例 >

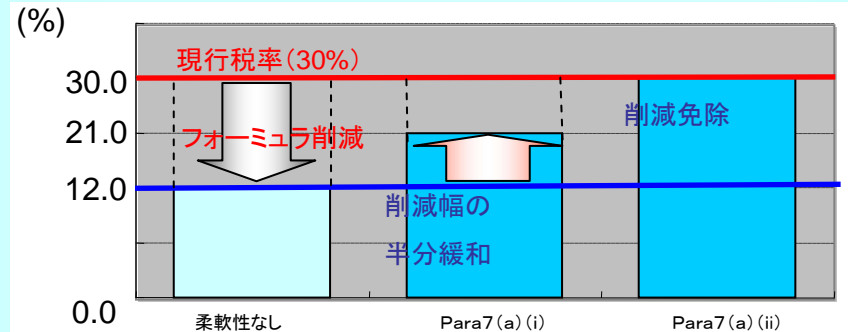
国	品目例	譲許税率(%)の推移
インド	機械類	40 → 13.3
ブラジル	乗用車	35 → 12.7
中国	乗用車	25 → 11.1
米国	トラック	25 → 6.1
EU	家電	14 → 5.1

(前提)フォーミュラ係数は途上国20, 先進国8。途上国(インド、ブラジル、中国)が当該品目をフォーミュラ適用対象とすることが条件。

● 途上国の扱い（「パラ8柔軟性」を巡る議論）

- ・途上国には、フォーミュラによる一律の大幅な関税引下げの負担を軽減するための「柔軟性」が認められている。
- ・具体的には、関税分類品目の一定割合につき、
(i) 引下げ幅の半減か、(ii) 引下げ免除、という選択肢がある。
- ・但し、センシティブな品目を丸ごと関税削減対象から除くことはできない。（柔軟性の適用を特定分野に集中させない「反集中条項」）

フォーミュラ削減のイメージ



2008年12月議長テキストでは、フォーミュラ係数と柔軟性の数字による以下の組合せ（スライディング・スケール）を提示（途上国が、より大きな柔軟性を用いる場合は、より低い係数（大きな関税削減）を適用すべきとの考え方）。

（注：先進国係数は『8』、途上国係数は、『20』、『22』、『25』とし、それぞれに対応した柔軟性を明示）

途上国の フォーミュラ係数	削減幅を半分にとどめる場合		削減を免除する場合	
	品目数制限	輸入額制限	品目数制限	輸入額制限
20	14%	16%	6.5%	7.5%
22	10%		5%	
25	0%（柔軟性なし）		0%（柔軟性なし）	

●分野別関税撤廃・調和

参加は非義務的であるが、先進国側は中国・インドも含む十分な参加(クリティカル・マス)を得て、特定分野における関税撤廃または調和を目指す。

1. 議論されている分野(右表参照)

(なお、繊維分野に関してはトルコ提案(フォーミュラ・マイナスの関税調和)が提出されている。)

2. 議論の内容と留意点

- (1) 品目範囲(関心品目とセンシティブ品目との調整)
- (2) 成立要件(クリティカル・マスの計算方法
(例:世界の貿易量の90%等))
- (3) 最終税率(ゼロゼロにするか、ハーモにするか)
- (4) 途上国配慮(実施期間の長期化等)

* 分野別関税撤廃イニシアティブにおける留意点

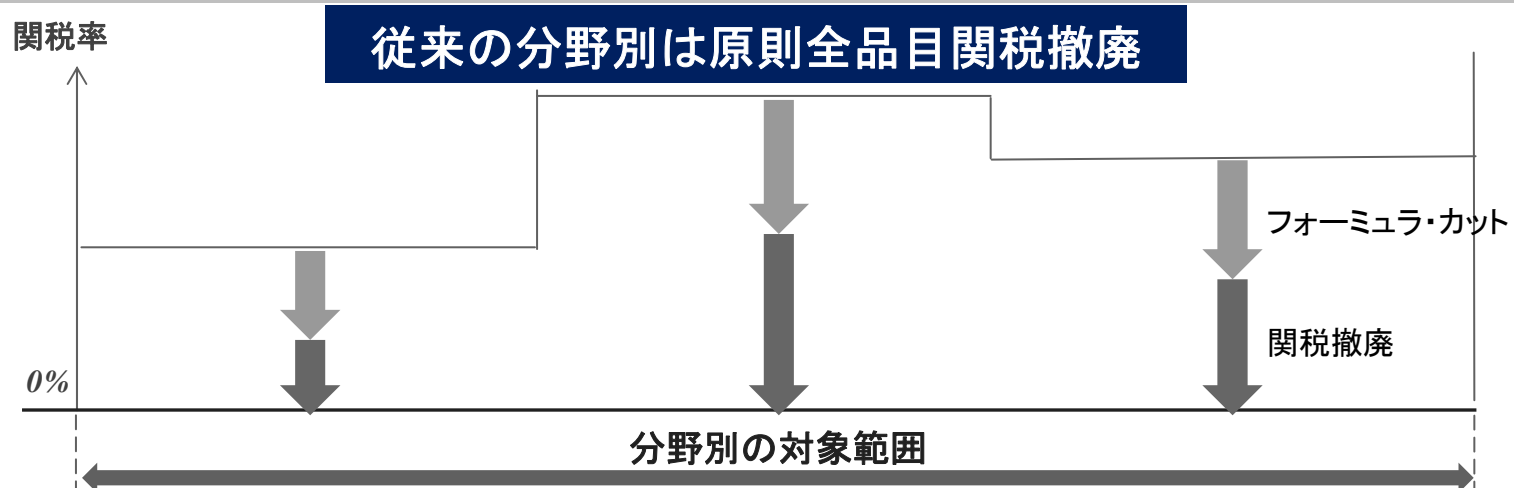
- ・参加は非義務的であるため、主要途上国(ブラジル、中国、インド等)が参加していない(途上国も関心を有しているが、モダリティにおける途上国配慮のレベルが見えないため、分野別への参加は時期尚早と見ている模様。)
- ・プロダクト・カバレッジを広げることにより関心のある国の参加を得やすくすることができる反面、対象品目にセンシティブ品目が含まれる場合には参加を躊躇させる要因となる(センシティブ品目に配慮しすぎると、プロダクト・カバレッジが狭くなり、分野別イニシアティブが形骸化するおそれがある。)。なお、我が国は全ての分野に参加しているわけではなく、林産品及び水産品については参加しない旨表明している。

	日本	米国	EU	その他先進国	その他	中東
①電気電子	◎	○		韓	タイ、香港、星	
②自動車	◎					
③産業機械	○	○	○	加、瑞、諾	台湾、星	
④化学	○	◎	○	加、瑞、諾	台湾、星、クロアチア	
⑤医薬品・医療機械		○		瑞	台湾、星	
⑥宝石・宝飾品	○	○	○	加、瑞、諾、豪	タイ、香港、台湾、星	
⑦スポーツ用品		○		瑞、諾	台湾、星	
⑧自転車				瑞	台湾、タイ、星	
⑨手工具					台湾	
⑩玩具					香港、台湾	
⑪林産物		○		加、NZ、瑞	タイ、香港、星、ウクライナ	
⑫水産物				加、NZ、諾	タイ、香港、星等	オマーン
⑬繊維・履物			◎			
⑭基礎材料				豪		UAE

3. 12月改訂テキストの概要

- 分野別関税撤廃は「一括受諾」の要素であると明示。
- モダリティ合意時に、付属書7に記載された加盟国は、分野別関税撤廃の条件を決める交渉に参加すること、その参加が最終的な参加に予断を与えるものではないことを記載。
- 付属書7には、2案提示。(①参加国と参加分野を関連づけた案②参加国と提案分野を相互に関連づけずに列記した案)

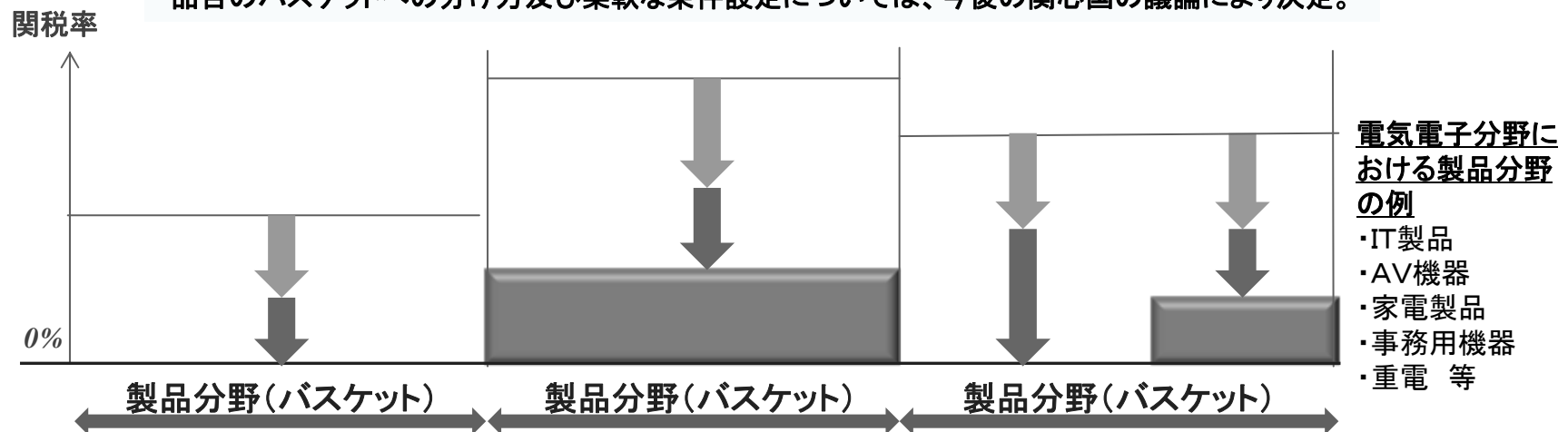
●日本提案(バスケットアプローチ)について



しかし、高関税品目の残る途上国は受け入れ困難

製品分野(バスケット)ごとにより柔軟な条件設定を行うことを日本から提案

品目のバスケットへの分け方及び柔軟な条件設定については、今後の関心国の議論により決定。



● 非関税障壁 (NTB) 削減・撤廃

- ・非関税障壁 (Non-Tariff Barrier) とは、関税以外の方法で貿易を管理するために政府が用いる規制。
- ・NAMA交渉では、各国が提出した提案をベースに議論を続けており、2008年12月テキスト(パラ24)では優先提案と非優先提案に分けて記載されている。

12月テキストにおける優先提案(「ワゴン1」)

●パラ24(a): 水平的提案

- ・水平メカニズム提案 (EU, 印, 加, NZ, 途上国グループ等)
NTBに関する問題を調停人の元で解決する枠組を設立

- ・再製造品提案 (米, 日, スイス)
再製造品のNTB削減のための協議促進, ワーキンググループ設立

●パラ24(b): 分野別提案

- ・繊維等ラベリング提案 (EU, 米, スリランカ, モーリシャス等)
繊維製品のラベル表示の国際調和, 透明性強化

- ・電気製品提案 (米), 電気製品提案 (EU)
電気製品の規格等の国際調和 (EU案)
電気製品の規格策定等の透明性向上 (米案)

- ・自動車提案 (米, 加), 自動車提案 (EU)
自動車の規格等の国際調和 (EU案)
自動車の規格策定等の透明性向上 (米案)

- ・化学品提案 (EU), 化学品提案 (亜, 伯, 印)
化学物質管理の国際調和 (EU案)
化学物質登録等の国際調和 (亜, 伯, 印)

●パラ24(c): 分野横断的提案

- ・枠組提案 (EU, 印, 伯)
電気, 自動車等の分野別提案に共通する透明性向上, 国際調和等

12月テキストにおける非優先提案(「ワゴン2」)

- ・輸出規制の透明性強化提案 (日, 米, 台, 韓, ウクライナ, チリ, コスタリカ)
GATT上の輸出規制の情報公開義務についての手続詳細を定める

- ・輸出税提案 (EU)
輸出税を現行水準で譲許し, 廃止までの期間を約束

- ・一方的経済制裁措置禁止提案 (キューバ)
一方的な経済・貿易制裁措置の禁止

- ・林産物提案 (NZ)
木材等の国際制度調和の努力義務等

- ・花火提案 (中国)
花火製品の国際制度調和の努力義務等

- ・ライター提案 (中国)
ライターの国際制度調和の努力義務等

4. サービス交渉

1. WTOドーハ・ラウンド サービス貿易交渉

■ 2000年1月にビルトイン・アジェンダとして交渉開始。
(GATS第19条。その後、2001年11月のドーハ・ラウンド立ち上げに際し同交渉の一部に。)

■ 我が国は、推進派の一員として交渉に積極的に参加。



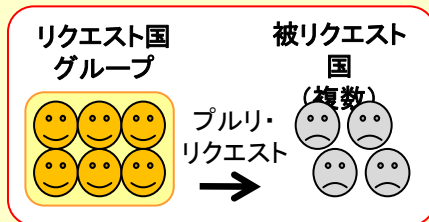
- **市場アクセス**交渉は、農産品・NAMA(鉱工業品等)と共にドーハ・ラウンドにおける市場アクセス交渉3本柱の一つ。
- **ルール**(国内規制規律等)の策定についても併せて交渉中。
- 後発開発途上国(LDC)に対する特別待遇を定める**LDCモダリティ**の策定も主要な要素。

(1)市場アクセス交渉

個別分野・措置ごとの自由化の要請に対し
自由化案を提出するリクエスト&オファー方式により、
積み上げ(ボトムアップ)で自由化を進める。

二国間(バイ)交渉

複数国間(プल्ली)交渉



※米・豪は、新たな交渉の進め方として
「クラスタリング・アプローチ」を提案(2010年4月～)

(米はICT分野とエネルギー・環境分野、豪はロジスティクス分野で提案)

(2)ルールに関する交渉

①国内規制規律(GATS第6条4)

■資格、技術上の基準及び免許要件等に関連する措置が対象。DDA終了までの規律作成に合意済み。

■我が国は交渉推進に前向きな立場。

②その他(GATSルール)(GATS第10条、13条及び15条)

緊急セーフガード措置(ESM)、政府調達、及び補助金が対象。
DDAのマネットとはされていない。

(3)LDCモダリティに関する交渉

■特別待遇の方式としてウェイバー方式
(最恵国待遇義務の免除)を軸に交渉中。

■我が国始め先進国側は慎重な立場。

2. 交渉の経緯

2000年1月

サービス貿易交渉開始
(ウルグアイ・ラウンドのビルト・イン・アジェンダ)

2001年11月

ドーハ閣僚会議
(ドーハ・ラウンドの立ち上げ)

(我が国が提出したオファー等)

2002～04年 バイを中心とした交渉

★2003年7月
初期オファー提出

2005年12月

香港閣僚宣言
(努力目標及びプブリ(複数国間)交渉の取り進め方に合意)

★2005年6月
改訂オファー提出

2006年7月

非公式閣僚会合
(閣僚レベルでオファーを示唆→その後交渉中断)

2007年 本格交渉の再開

2008年7月

シグナリング閣僚会合
(閣僚レベルで再度オファーを示唆)

★2008年7月
次期改訂オファーの内容を
示唆するシグナリングを実施

2009年12月

サービス交渉に関する閣僚夕食会

3. 交渉の現状

■平成20年7月のシグナリング閣僚会合等の成果を如何に後退させず、更なる自由化につなげるかが課題。

■平成21年11月にジュネーブで行われた豪州主催によるサービス交渉に関する閣僚夕食会では、WTO交渉の早期妥結に向けサービス交渉が果たす重要性について各参加者が一致するとともに、サービス交渉の推進に向けた具体的方途につき率直な意見交換が行われた。

■平成22年に5回(2月, 4月, 6月, 9月, 11月), 平成23年にも現在までで2回(1月, 2月)サービス関連各種会合が開催された。

■サービスの自由化約束は、「一括受諾(シングル・アンダーテーキング)」の一部として、農業・NAM Aとともに約束・バインドされる。

議長報告書

「サービス交渉の完了に必要な要素」

平成20年7月30日、大多数の加盟国の支持得た議長報告書(「サービス交渉の完了に必要な要素」)が貿易交渉委員会(TNC)でテイクノートされた。

主な内容:

- 農業・NAMA並みの野心のレベル。
- 現行規制水準の実質的反映や新たな市場アクセス・内国民待遇を供与すべく努力。この努力は、特に途上国の関心分野(自然人の移動等)について行う。
- 後発開発途上国への特惠付与のための交渉。

シグナリング閣僚会合

平成20年7月26日、主要関心国の閣僚が集まり、次期オファーの改善点等を示唆しあう会合(「シグナリング閣僚会合」)が開催された。(32カ国・地域が参加。我が国からは甘利経済産業大臣が出席し、サービス分野での前向きな進展に貢献。)

- WTO主催でこのような会合が開催されたのは初めて。
- 主要国がそれぞれ意味のある自由化を表明し、各国閣僚とも評価する旨を表明した。

4. シグナリング閣僚会合の成果概要

2008年7月のシグナリング閣僚会合において、我が国主要関心国より示唆された次期オファーの改善点。

国	概要
ブラジル	金融(再保険), 電気通信(接続条件等参入条件の整備等)について我が国リクエストに応える自由化を表明。
インド	金融(証券の外資規制), 電気通信(外資規制), 流通, 海運等について, 我が国リクエストに応える自由化を表明。
マレーシア	金融(銀行の外資規制), 電気通信(参入条件の整備等)について, 我が国リクエストに応える自由化を表明。
フィリピン	金融, 電気通信等について自由化を表明。
中国	金融(証券)について, 自由化を表明。
タイ	分野横断的な外資規制, コンピュータ等について, 自由化を表明。
インドネシア	流通(小売)等について, 自由化を表明。

※先進国(米国, EC, 我が国等)よりは, 途上国の最大の関心事項である外国人専門家の入国・滞在の自由化を表明。

5. ルール交渉



ルール交渉の概要

1. アンチ・ダンピング (AD)

関心国	交渉の狙い	
	米国等による濫用 (ゼロイング等)防止	途上国による 濫用防止
日本を含むADフレンズ ^(※) 、中国	攻め	攻め
米国	守り	攻め
EC	概ね攻め	攻め
インド	攻め	守り

経済・金融危機の下でAD措置が急増
→ADの規律強化がますます重要に。

(※)ADフレンズとは、ADの規律強化及び透明性向上を目指す日本、ブラジル、メキシコ、韓国等15カ国

(日本、ブラジル、ノルウェー、韓国、香港、台湾、チリ、スイス、シンガポール、コスタリカ、コロンビア、イスラエル、メキシコ、トルコ、タイ)

2. 一般補助金

○EC、米国、カナダ等の先進国が、中国、ロシア(将来の加盟を先取り)等新興工業国による貿易歪曲的な補助金や融資等について、規律を強化しようとするもの。

○他方で、今般の経済・金融危機の下、先進国を中心に増加している企業への救済措置等をどのように位置付け、協定のバランスをとるかが新たな課題。

3. 漁業補助金

水産資源の適切な保護・利用を図る観点から、新たに漁業補助金に係る規律を策定中。禁止対象の設定の基本的考え方につき対立あり。

○米国、NZ、豪州、チリ等 → 漁業補助金は一般に水産資源の減少につながるため原則禁止

○日本、韓国、EC等 → 資源に悪影響を及ぼす過剰漁獲につながるような補助金を個別に指定

○途上国(印、インドネシア、中国等) → 禁止補助金について途上国に大幅な例外を要求(S&D)

ルール交渉の経緯・現状

① 2007年議長テキストの発出(2007年11月30日)

アンチダンピング分野では、大多数の国が禁止を主張してきたゼロイングを容認、漁業補助金分野では、禁止される漁業補助金の範囲が広すぎるなど、バランスを欠く内容。

(参考)ゼロイングとは、高値と安値の取引を相殺せず、安値輸出のみ選び出してダンピング・マージンを不公正に大きくする手法。

② 2008年議長テキスト他の発出(2008年12月19日)

1. アンチ・ダンピング

「ゼロイング」の合法化は盛り込まれていないものの、禁止の明確化までは踏み込んでいないなど、多くの重大な論点が残されている。

2. 一般補助金

前回テキストで我が国として懸念を有していた規定が現行協定の規定に戻されており、おおむね評価。

3. 漁業補助金

(新テキストではなく、「ロードマップ」が発出される。)禁止する補助金は過剰漁獲・過剰漁獲能力につながるものに限定すべき。かかる考えを反映した新テキストが必要。

(参考)ロードマップとは、2008年議長テキスト発出時に同テキストに代えて発出された漁業補助金の各論点に係るクエスチョネア。

③ 協議を実施(2009年2月～2010年5月)

- ・アンチ・ダンピング、一般補助金については、改訂議長テキストに提示されているか否かに拘わらず、あらゆる論点についてひとつおりの議論を実施。
- ・漁業補助金については、「ロードマップ」に従ってひとつおりの議論を実施。

④ フランス交渉議長選出(2010年7月)、同議長の下、協議再開(同年10月～)

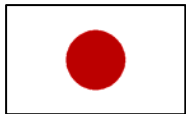
- ・2010年10月より、フランス議長の下、3分野について、議論を再開(同年7月よりジュネーブにおいて、大使級の少数国非公式ブレインストーミング会合等も併せて実施。)
- ・2011年4月(イースター:24日まで)に新議長テキストを発出することを目指して集中的に議論が行われている(議長の下、作業部会(「議長の友」、「コンタクトグループ」)を併せて開催。)

⑤ 新議長テキストの発出(2011年4月(イースター:24日まで))?

(参考1) AD(2008年議長テキストと各国の立場)

- 各国の立場にある程度収斂のある点のみ、条文改正案を提示。
- 2007年議長テキストとともにルール交渉会合のベース。
- 各国が対立する「ゼロイング」や「サンセット」などは、条文には盛り込まれず、各国の見解とともに、項目名のみ記載。
- 我が国としては、「ゼロイング」など重大な論点が残されているが、引き続き交渉に取り組んでいく。

ADフレンズ(15カ国)



日本



タイ



シンガポール



韓国



ブラジル



ノルウェー

AD措置の濫用を防止するための規律強化・明確化を主張。

- ・高値と安値の取引を相殺せず、安値輸出のみ選び出してダンピング・マージンを不公正に大きくする「ゼロイング」の禁止
- ・AD措置の安易な延長を防止する、強制的な課税終了(サンセット)
- ・相手国政府や被提訴者に対する調査開始の一定期間前の通知や調査申請書の提供、被提訴者に対する最終決定前の調査に関する重要事実の積極的な情報開示、等

チリ、香港、メキシコ、台湾、コロンビア、コスタリカ、イスラエル、トルコ、スイス

途上国

- ・インド、中国、ACP諸国、アフリカ諸国、LDC等
- ・AD措置発動に際し途上国産品のみを特別扱いすることを重視。
- ・規律の複雑化を懸念。
- ・発動当局の立場からは義務の増大を懸念。

EC



- ・ADルール of 規律強化には基本的に賛成であるが、主要発動国でもあり、米国とADフレンズの中間的な立場。
- ・AD調査手続の簡素化、標準化に高い関心。

米国



- ・現行AD協定の変更には基本的に消極的。
- ・手続きの透明性向上については支持。
- ・ゼロイング容認を主張。

(参考2) 一般補助金(2007年及び2008年議長テキスト)

ドーハ閣僚宣言パラ28(補助金部分抜粋)

貿易歪曲に関する規律を含めて、補助金協定の規律の明確化及び改善を目指した交渉を行う。これらの交渉の文脈において漁業補助金に関する規律の明確化及び改善を目指す。

<2007年議長テキスト>

- 過去の交渉で提案されていた禁止補助金の拡大、「ダークアンバー」の復活は盛り込まれず。
- 輸出信用に関する規定
補助金協定附属書 I (輸出補助金の例示表)の輸出信用に関する記述で、輸出補助金に該当する輸出信用の基準を変更。また、輸出信用に関する国際的な取決め(OECD輸出信用アレンジメント)をWTOで審査する旨の規定。
→我が国、米国、EC等主要国は反対。
- その他、コスト割れファイナンス、価格統制された物品、役務の供給を通じた補助金、投入物に関する補助金の利益の移転について規定を追加。
→規律の明確化・改善の方向性に資するものとして、我が国も積極的に議論に参画。

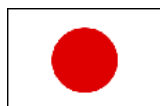
<2008年議長テキスト>

- 2007年議長テキストにおいて我が国として懸念を有していた規定(輸出信用等)が現行の補助金協定の規定に戻されており、概ね評価。

(参考3) 漁業補助金

WTOルール交渉においては、漁業補助金を原則禁止とするよう求めるグループ(NZ、米等)と、香港閣僚宣言に従って過剰漁獲につながる補助金に限定して禁止することを主張する日、韓、台、EC等とが対立。途上国は、途上国への特別な配慮を要求。

過剰漁獲につながる補助金に限定した禁止を主張



日本



韓国



EC



カナダ

台湾

• 禁止の範囲が広すぎる
• 先進国の小規模漁業への配慮が必要

2007年議長テキスト (2007年11月)

- 禁止補助金を限定的に列挙
- 漁船建造、漁港施設関係、操業経費、価格支持等への補助金を禁止
- 途上国は、一定の条件下、小規模漁業等に対し特別に配慮

• 途上国への配慮の条件が厳しすぎる

途上国

• 途上国の漁業発展を妨げることがないように要求



インドネシア



インド



中国

漁業補助金の原則禁止を主張

- 一部の例外補助金(減船、資源管理等)を除き、コスト削減補助金を含め原則禁止



米国



ニュージーランド

オーストラリア、アイスランド等



ブラジル



アルゼンチン

ペルー、チリ、
エクアドル、比 等

共通の関心事項を有する、5カ国(日本、EC、カナダ、韓国、台湾:フレンズ)が協調関係を維持しつつ、交渉会合に臨んでいる。

6. 貿易円滑化交渉

6-1. 貿易円滑化ルール策定の背景及び効果

経済界が途上国で直面している問題

- 貿易手続規則・手数料が不明確
- 職員の裁量が大きく、汚職の温床
- 輸入の際の要求書類が過大
- 貨物の到着から輸入許可まで何週間もかかる

途上国が直面している問題

- セキュリティ強化の必要性
- 国境における適正な関税徴収の必要性
- 人的・財政的資源の制約
- 非効率的な貿易関連行政手続による貿易拡大の機会喪失

貿易円滑化ルール策定への強い期待

期待される貿易円滑化ルールの例

- 貿易規則の透明性を高める措置（照会所等）の導入
- 輸出入手続の簡素化・迅速化等に関する原則の確立、規則の整備
- 輸入申告項目について国際標準の採用

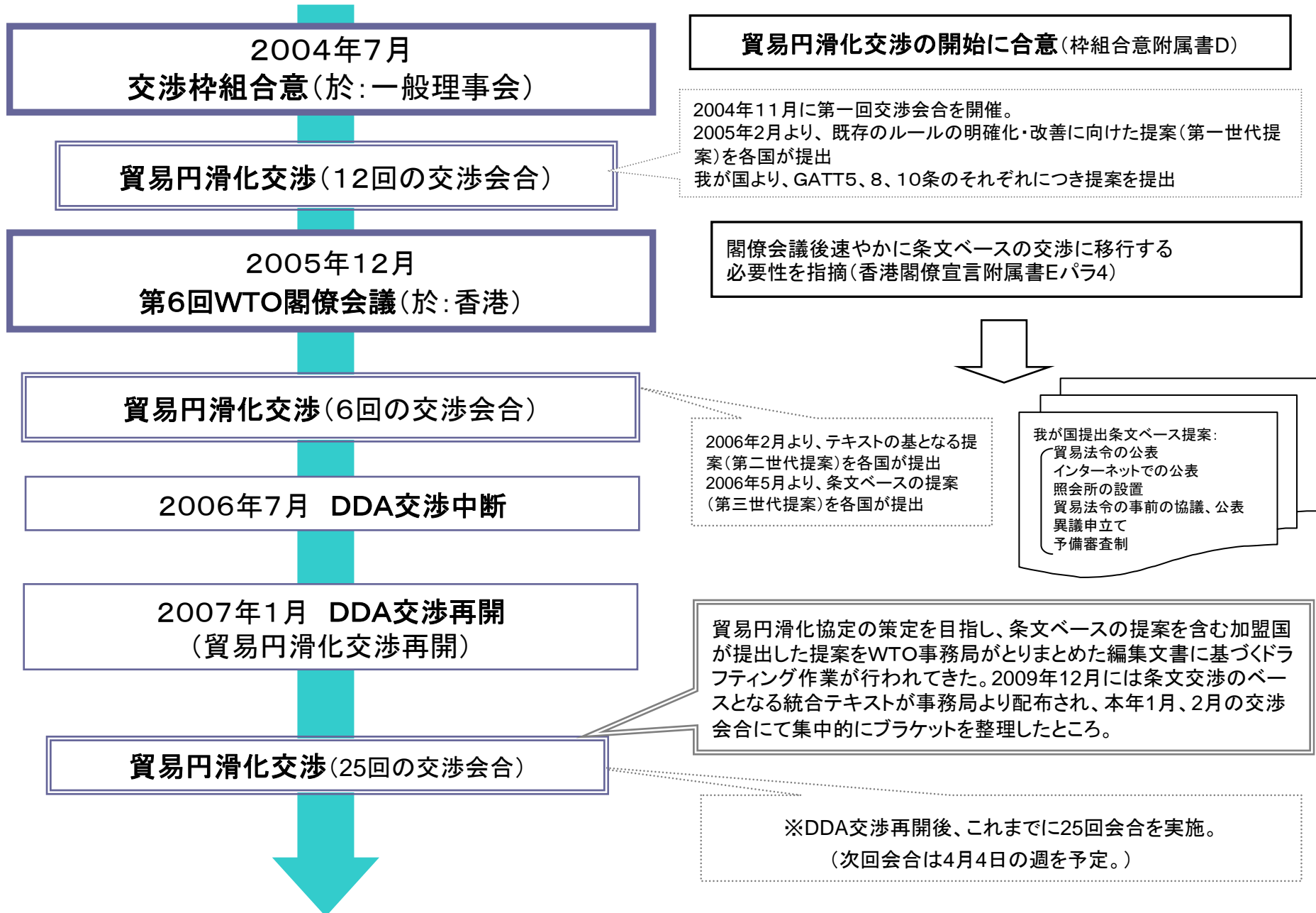
ルール策定により期待される効果

- 貿易取引コストの低減による貿易・投資の拡大
- 不正輸入の防止、関税徴収の改善
- 貿易関連の行政手続の効率向上による物流の迅速化

ウィン・ウィン・シナリオ

途上国・先進国、政府・民間、輸出・輸入を問わず全ての貿易関係者にメリット

6-2. WTO貿易円滑化交渉の経緯



6-3. WTO貿易円滑化交渉：統合テキスト(TN/TF/W/165/Rev.7)の構成

第1部

●第1条 法令等の公表及び入手可能性

1. 公表、2. インターネットでの公表、3. 照会所の設置、4. 通報

●第2条 法令等の事前公表及びその制定・改正に関する事前協議

1. 法令等の公表と実施の間の期間設定、2. 事前協議及びコメント、3. 定期的協議

●第3条 事前教示

●第4条 不服申立制度

1. 不服申立制度の導入、2. 関税同盟での不服申立制度

●第5条 公平性、透明性等に資するその他の措置

1. 輸入警報/早期警報、2. 留置、3. テスト手続

●第6条 輸出入に関する手数料等

1. 輸出入に関する手数料等の規律、2. 罰則

●第7条 貨物の通関及び引取

1. 予備審査制度、2. 引取と関税等の最終決定・支払との分離、
3. リスク・マネージメント、4. 事後調査制度、5. 平均手続所要時間の公表、6. 優良貿易業者、7. 急送貨物

●第8条 領事館手続の禁止

●第9条 国境官庁の協力

●第9条の2 積替貨物の申告

●第10条 輸出入手続・所要書類

1. 手続・要件の見直し、2. 手続・所要書類の削減、3. 国際標準の使用、4. シングル・ウィンドウ、5. 船積前検査の撤廃、6. 通関業者の使用、7. 共通国境手続、8. 統一手続、9. 積み戻し、10. 一時輸出入手続

●第11条 貨物の通過の自由

●第12条 税関協力

●第13条 制度的取り決め

●第14条 貿易円滑化ナショナル・コミッティー

●第15条 前文/分野横断的事項

第2部

開発途上国及び後発開発途上国のためのS&D
(特別かつ異なる手続)

7. 貿易と環境交渉

WTOドーハ・ラウンド「貿易と環境」交渉における環境物品の自由化

1. 「ドーハ閣僚宣言」における「貿易と環境」交渉における3つの交渉マンデート

- (パラ31 (i)) WTO協定と多数国間環境協定(MEAs(例:ワシントン条約等))の「特定の貿易義務」との関係
- (パラ31 (ii)) MEAs事務局と関連するWTO委員会の定期的な情報交換手続及びオブザーバー資格の付与に関する基準
- (パラ31 (iii)) 環境物品・サービスに対する関税及び非関税障壁の削減又は撤廃
(←環境関連の物品・サービスを自由化していくことにより、世界全体としてグリーン・エコノミーを促進していくとの趣旨。)

2. パラ31 (iii): 環境物品の自由化交渉の現状

- ①交渉開始以来、関税削減ないし撤廃の対象となり得る物品の範囲・定義に関する議論が継続。特に、環境物品の範囲を定めるための方法論(アプローチ)をめぐって対立。

リストアプローチ(先進国)

各国間で共通リストを作成・合意した後
に環境物品の取扱いについて検討するもの。これまで、我が国を含む「環境物品フレンズ*」間でリストを検討。

*..日, 米, EU, 加, 豪, NZ, スイス, ノルウェー, 韓国, 台湾

プロジェクトアプローチ

(インド等主に途上国)

プロジェクト(火力発電所の建設等)毎に、物品だけでなくサービスや技術移転、非関税障壁(NTB)についての取扱いを検討するもの。

リクエスト・オファー

アプローチ(ブラジル)

相互に自由化要望(リクエスト)を提出し、これを踏まえ自国の自由化提案(オファー)を行うもの。

- ②各国からは、合計約900品目の環境物品に関する提案がなされているところ、我が国からもハイブリッド自動車やLED電球などの省エネ関連物品を提案。我が国としては、これらが環境物品に含まれるべきとの立場。

- ③2011年1月以降、交渉会合において、環境物品の外縁や関税削減の方式及び途上国の扱い(S&D)などについて引き続き集中的な議論が行われているところ。

8. TRIPS交渉

TRIPS協定における地理的表示

(GI: Geographical Indications)

著作権、特許権等と並び、TRIPS協定(第1条2)に規定される知的財産権の一類型

TRIPS協定第22条 地理的表示の保護

1 この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

TRIPS協定第22条の保護

- 誤認がある場合に限りGIを保護する。
→国内では不正競争防止法で保護

北海道産のハムに...

× パルマハム

○ 北海道産パルマ風ハム

TRIPS協定第23条の保護 (ワイン・スピリッツに追加的保護)

- 誤認があるか否かを問わずGIを保護する。
→国内では酒税の保全及び酒類業組合に関する法律(酒団法)及び右に基づく国税庁長官告示で保護。

山梨産ワインに...

× ボルドーワイン

× ボルドー風ワイン(山梨産)
商標の登録も拒絶又は無効

DDAでのTRIPS関連項目の交渉・議論の現状

2008年7月のWTO閣僚会合を前に、EC、スイス、インド、ブラジル、アフリカ諸国等が、モダリティ・テキスト案 (TN/C/W/52)を提出、GI多数国環通報登録制度に加え、GI拡大、TRIPS/CBDの関係についても一括受諾項目とし、3つの項目を並行的に議論し、サブスタンスの核となる事項について閣僚が合意することを求めた。閣僚会合中、議論の収束が図られるも、会合決裂により何ら合意形成には至らなかった。議論は継続されるも依然として各国の立場には懸隔がある。

■ドーハ閣僚宣言パラ18 TRIPS理事会特別会合で議論 一括受諾項目

EC、スイス等

- 法的効果の強い制度を提案
- 参加が義務的な制度

① GIの多数国間通報登録制度



日本、米、豪等

- 少ない負担の制度を提案
- 各国での保護の参考とするデータベースの作成

■ドーハ閣僚宣言パラ12(b) ラミー事務局長主催のHods会合で議論 一括受諾項目ではない

EC、スイス等

- ワイン・スピリッツ以外の
製品への拡大を主張

② GIの追加的保護の拡大



日本は中立

(メリットとデメリットを見極めたい)

米、豪等

- ワイン・スピリッツ以外の
製品への拡大に反対

インド、ブラジル等

- 特許出願における出所、利益
配分の証拠等の開示を義務化
- TRIPS協定改正案を提出

③ TRIPS協定とCBDの関係



ECは出所のみ
の開示を方式要件とする提案を提出

日本、米、豪等

- 出所等の開示の義務化は、
出願人に無用な負担
- 実例による議論が不十分
【米はCBD未加盟】

※CBD: (Convention on Biological Diversity) 生物多様性条約